
AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2025年3月27日

個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂
弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆
弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・外貨及び香港・マカオ・台湾通貨の遅延支払利息計算基準に関する回答
- ・上海市飲食業大気汚染防止弁法
- ・個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法 ←今号の注目法令
- ・輸出薬品生産監督管理規定(意見募集稿) ←今号の注目法令
- ・「中華人民共和国会社法」における会社登記の強制抹消制度の実施に関する規定(意見募集稿)
- ・食品安全法(改正草案意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にのご案内させていただいております。

- ◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第35回(中国メインランド)

日時:2024年12月19日(木)

「中国×経済安全保障デュー・ディリジェンスの重点ポイント」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

第36回(中国メインランド)

日時:2025年2月20日(木)

「中国からの安値輸入への対抗策:アンチダンピング税」

講師:パートナー弁護士 中川 裕茂

スペシャル・カウンセラー 弁護士 高崎直子

第37回(中国メインランド)

日時:2025年3月27日(木)

「倒産実務から見る中国における債権回収のポイント」

講師:パートナー弁護士 屠 錦寧

II. 中国法令アップデート(主に 2025 年2月 1 日～2 月 28 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

毎年 3 月は、中国では全国人民代表大会(全人代と呼ばれる。日本の国会に相当)が開幕するが、今年は 5 日に開幕し 7 日間の日程で 3 月 11 日に閉幕した。全人代における政府活動報告(前年の総括)等からみるに、昨今の景気の失速傾向を踏まえて、①国内消費拡大、②ハイテク分野振興(「ハイテク分野の振興に投資する『新質生産力(新しい質の生産力)』の推進)、多領域での AI の活用などの方向性に特に力点が置かれていた。なお、具体的な法令の立法に関しては、2025 年の立法計画が、3 月 8 日の全人代常務委員会において報告されている。社会主義市場経済の法律制度の健全化(金融法、金融安定法、不正競争防止法、企業破産法等)、社会・文化分野の立法の推進(法治宣传教育法、保育サービス法等)に加えて、人工知能(AI)、デジタル経済ビッグデータ等の新興分野については立法研究を強化するとされている。中国では「人工知能法」の草案が審議はされているものの、特に 2025 年の具体的な立法とはされていないこと等が目を引く。

さて、今号 3 月号の注目法令は、「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」である。「個人情報保護法」上、個人情報取扱者はコンプライアンス監査を実施する義務を負う。具体的には、その個人情報の取扱いに係る法令の遵守状況について、自主的に定期的なコンプライアンス監査を実施する必要がある。とはいえ、「個人情報保護法」には、当該コンプライアンス監査の具体的な方法(監査の主体、頻度、対象等)は定められておらず、いかなる監査を実施すれば、同法に基づく義務を履行したことになるのか、必ずしも明確ではなかった。本弁法は、「個人情報保護法」の下位規則として、コンプライアンス監査の主体、頻度及び対象等を具体的に定めるものである。

「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」については、弊事務所では全訳を作成しておりますので、ご入り用の方はニュースレターアドレスまでご連絡ください。

もう一つの注目法令は、「輸出薬品生産監督管理規定(意見募集稿)」である。実は、本規定は、2024 年 8 月に初めて意見募集稿が公表されていたが、この度 2025 年 2 月に 2 度目の意見募集として公表されたものであり、短期間のうちの 2 度目の意見募集というスピード感をみれば重要度も推察される。中国政府は、中国で生産した医薬品をグローバルに販売拡大していくことを国家戦略としている。現行法においては、中国での輸出医薬品の生産の安全体制等に関しては、国内向けと比較して当局による監督管理は形式的で、比較的緩いとされていたが、本弁法において、輸出医薬品に関する生産監督管理を強化するものである。中国で生産された輸出医薬品の品質や安全性への信頼を高めることで、グローバルでの販売の促進を目指そうとする意図がうかがえる。

なお、前号で取り上げた「薬品分野に係る独占禁止ガイドライン」(2025 年 1 月 24 日公表)につきましても、少しタイミングが遅くなりましたが、弊事務所では全訳を作成しております。ご入り用の方はニュースレターアドレスまでご連絡ください。

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<民事訴訟法>

外貨及び香港・マカオ・台湾通貨の遅延支払利息計算基準に関する回答

[ポイント] 本回答は、遅延利息について、特に外貨建債権(香港ドル、マカオパタカ及び新台幣ドルを含む。)である場合の計算基準の関する最高人民法院の解釈を示したものである(ひいては中国の各裁判所においても本回答が適用される。)

まず、外貨建債権を使用する契約書において、遅延損害金の計算方法が定められている場合には、当該計算方法によるものとされている。もっとも、当該計算方法に算出された利息が当該契約の準拠法において無効と解釈される部分を含む場合には、当該超過部分に請求は認められないものとされた。

また、そのような計算方法が定められていない場合、米ドルについては中国貨幣政策施行報告における米ドルの貸金平均利率のうち人民銀行が適当と考える期間の利率が適用され、それ以外の外貨については、適宜 EURIBOR、SOONIA、TONA 等を用いるものとされている。

さらに、香港ドル、マカオパタカ、新台湾ドルが使用されている場合には、香港ドルのインターバンキングレート、マカオ政策金利、新台湾ドル貸付金利をそれぞれ利用するものとされた。

本回答により、契約上遅延損害金の計算方法が定められていない外貨建債権の遅延損害金について、裁判所が準拠する計算方法が示された。取引金額又は支払金額が外貨で定められている売買契約、借款契約、業務委託契約等への適用が想定されるため、上記計算方法に拠らないためには、契約上で正確な利息計算方法を規定する必要がある点に留意が必要となる。

[原文] 关于外币及港澳台货币逾期付款利息计算标准的批复（法释〔2025〕2号）

[公布／公表機関] 最高人民法院（最高人民法院）

2025年2月12日公布、2025年2月13日施行

執筆担当：日本弁護士 藤本博之

<経済諸法>

上海市飲食業大気汚染防止弁法

[ポイント] 本弁法は、2003年から上海市で施行されていた「上海市飲食業環境汚染防止管理弁法」に代わるもので、新たに上海市における飲食業について大気汚染や公衆衛生の観点から遵守すべき内容を規定するものである。主には、飲食店で排出される「油煙」の管理に関する規制であり、それ以外の環境汚染は国又は上海市が定める関連法令を遵守すべきものと整理されている。

本弁法の主な内容は、排煙設備が備わっていない建物において油煙を排出する飲食サービスの提供を禁じ、煙の発生を抑制できる電気やガスの使用を推奨し、また、油煙の排出に関する具体的な要求事項を定める。環境汚染行為に対する当局への通報権や本弁法に違反した場合の罰則（最大で3万元）も規定されている。

なお、同種の法令は、上海市に限られず、北京市、蘇州市、広州市、昆明市、三亜市等にも設けられている。

[原文] 上海市餐饮业大气污染防治办法（上海人民政府令第18号）

[公布／公表機関] 上海市人民政府（上海市人民政府）

2025年2月18日公布、2025年3月1日施行

執筆担当：日本弁護士 藤本博之

<社会法>

個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法

[ポイント] 2025年2月14日、国家インターネット情報弁公室は、「個人情報保護法」等の法令に基づき、「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」（以下「本弁法」という。）を公布した。本弁法は2025年5月1日から施行される。

「個人情報保護法」上、個人情報取扱者はコンプライアンス監査を実施する義務を負う。具体的には、①その個人情報の取扱いに係る法令の遵守状況について、自主的に実施する定期的なコンプライアンス監査（個人情報保護法54条）及び②個人情報取扱者の個人情報取扱い行為にリスクが発見された場合等に、個人情報保護職責の履行部門の要請に基づき、外部専門機関に依頼して実施するコンプライアンス監査（同64条1項）が定められている。

もっとも、「個人情報保護法」には、当該コンプライアンス監査の具体的な方法（監査の主体、頻度、対象等）は定められておらず、いかなる監査を実施すれば、同法に基づく義務を履行したことになるのか、必ずしも明確ではなかった。本弁法は、「個人情報保護法」の下位規則として、コンプライアンス監査の主体、頻度及び対象等を具体的に定めるものであり、その概要は以下のとおりである。

項目	概要
監査の主体	・自主的に実施する定期的なコンプライアンス監査(上記①)については、個人情報取扱者の内部機関により、又は外部専門機関に委託して実施しなければならない(3条)。 ・個人情報保護職責の履行部門の要請による監査(上記②)については、外部専門機関に委託して実

	施しなければならない(9条)。
監査の頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱う個人情報 が 1000 万人を超える個人情報取扱者は、少なくとも 2 年に 1 回、コンプライアンス監査を実施する必要がある(4条)。 ・取り扱う個人情報 が 1000 万人以下である個人情報取扱者については、本弁法上、監査の頻度に関する規定はないが、個人情報保護法 54 条に基づき、定期的にコンプライアンス監査を実施する必要がある(本弁法に関する政府説明によれば、自身の状況に基づいて、コンプライアンス監査の実施頻度を合理的に決定することが求められる。)
監査の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱者がコンプライアンス監査を実施する場合には、本弁法の附則である「個人情報保護コンプライアンス監査ガイドライン」を参照しなければならない(6条)。 ・同ガイドラインでは、26 の項目ごと(例えば、①機微な個人情報を取り扱う場合、②14 歳未満の未成年の個人情報を取り扱う場合、③域外に個人情報を提供する場合等)に、監査すべきポイントが具体的に列挙されている。

なお、2024 年 7 月 12 日に「データ安全技术 個人情報保護コンプライアンス監査要求」の意見募集稿が公表されており、コンプライアンス監査の手続が具体的に定められているほか、監査報告書の雛形が添付されているため、今後の動向に留意が必要である。

[原文] [个人信息保护合规审计管理办法](#) (国家互联网信息办公室令第 18 号)

[公布/公表機関] 国家インターネット情報弁公室 (国家互联网信息办公室)

2025 年 2 月 14 日公布、2025 年 5 月 1 日施行

執筆担当: 日本弁護士 芳賀 洋一

草案・意見募集稿等

輸出薬品生産監督管理規定(意見募集稿)

[ポイント] 本規定は、2024 年 8 月に初めて意見募集稿が公表されていたが、この度 2025 年 2 月に 2 度目の意見募集として公表されたものである。

中国政府は、中国で生産された医薬品の国外向けの販売促進(「製造は中国国内に残しつつ、グローバルに販売する」という大きな戦略目標を打ち立てており、本規定はその目標に向けて、(現行制度では比較的緩い)輸出医薬品に関する生産監督管理を強化しようとするものである。現行制度は、特殊な管理が必要な医薬品品目を除いて、普通の医薬品を輸出するには、輸出企業が、「薬品輸出版売証明管理規定」(国薬監薬管[2018]43 号)等に従って、「輸出版売証明」を取得するという主には書面上/形式上の確認審査による規制であった。本規定でも、輸出医薬品の輸出には輸出版売証明を取得するという手続きには変更はないのだが、輸出医薬品であったとしても、**中国及び輸入国/地域の二つの市場における医薬品 GMP の遵守を明確に義務付けた点**がポイントである。更に、省級の薬品監督管理部門は、輸出版売証明の発給手続きにおいて、このような GMP 遵守状況についても審査を行い、仮に疑わしいことがあれば検査を行う権限を有する。

日本企業の場合、中国において委託生産したものを国外に輸出するビジネス形態も多く見受けられるが、本規定が正式公布されることを見越して、現在の中国での生産体制が中国及び輸入国の二つの GMP を遵守し得る状況にあるかについて、抜け漏れチェックを進めておくことが安全である。特にこれまでは中国 GMP 対応については受託企業任せになっているケースも多いかと思われる。

また、本規定では、生産委託者とは輸入国向けの MAH であることが要求され、生産受託者との間において、**直接に**、「委託生産契約及び品質契約」を締結することが義務付けられていることもポイントである(現在は、委託者と受託者との間に複数の代理店等が介在することで品質等に関する責任の所在があいまいになると問題視されていた。)。生産受託者は、第三者に生産を再委託することはできない。本規定では、輸出薬品の品質安全の主体责任を負うのは、MAH ではなく、輸出薬品の生産企業(受託者)であると明確にしている。そのため、委託者としては、本規定による新しい監督管理体制を踏まえながら、受託者(中国企業)との間で「委託生産契約及び品質契約」の内容を合意することが求められる。

[原文] 出口药品生产监督管理规定（征求意见稿）

[公布／公表機関] 国家薬監局総合同（国家药监局综合司）

（意見募集期間 2025年2月9日～2025年2月28日）

執筆担当: 日本弁護士 若林耕

「中華人民共和國会社法」における会社登記の強制抹消制度の実施に関する規定(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は会社登記の強制抹消制度の具体的な手続き及び要件を規定するものである。

2023年末の「会社法」の改正等により会社が営業許可証を取り上げられ、閉鎖を命じられ、又は取り消された日より3年以内に会社登記機関(市場監督管理局)に会社抹消手続きを申請していない場合には、会社登記機関は強制的に会社登記を抹消することができる、所謂会社強制抹消制度が規定されている(会社法 241条)。今回の当該強制抹消制度は、その具体的な手続きを規定することを目的として意見募集稿が公表された。

主な内容は以下のとおりである。

1. 強制抹消の適用範囲

「会社法」等で規定されている強制抹消の適用範囲を引用し強制抹消の適用範囲を明確にした。また、法規定上、強制的に抹消登記する前には許認可が必要と規定されている場合を例外的な状況として明記している。

2. 強制抹消の手続き

会社登記の強制抹消手続きを詳細に規定している。主に強制抹消の公告、会社債権者等利害関係者等による異議申立、異議申立に対する対応措置、強制抹消の決定、決定の公告等の手続きが含まれる。本意見募集稿では、各手続きの主体、期限、提出必要な書類、手続きによる効果等が具体的に定められている。

3. 抹消された会社登記の回復

本意見募集稿では、強制的に抹消された会社登記の回復についても規定されている。会社が強制的に抹消された後、会社の債権者等の利害関係者は会社が破産、再生、清算手続きを行っていること、訴訟、仲裁、調停、執行手続きに関わっていること等を理由として会社登記の回復を申請することが可能である。また、会社登記機関(市場監督管理局)は強制抹消が国家利益又は社会公共利益に重大な損失を与える可能性があると判断した場合には会社登記を回復するものと規定されている。

[原文] 关于实施《中华人民共和国公司法》强制注销公司登记制度的规定（征求意见稿）

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局（国家市场监管总局）

（意見募集期間 2025年2月14日～2025年3月15日）

執筆担当: 北京事務所顧問 李彬

食品安全法(改正草案意見募集稿)

[ポイント] 食品安全法の改正草案ですが、今回の改正点はわずかです。改正点は、「重点液体類食品」(これには食用油等が該当するとされる)のバルク輸送行為を規範化し、輸送チェーン全体の食品安全リスクを防止するため、監督管理当局である市場監督管理総局は、重点液体類食品のバルク輸送に対して許可管理制を実施することを推し進めている。昨年、中国では重点液体類食品に該当するものを輸送していたタンクローリーが未洗浄のままであった等の事件が相次いだことが背景にあると推測されている。類以下のように、食品安全法(意見募集稿)として、条項の追加等がなされている。なお、重点液体類食品に該当する食品は、現時点では未開示だが、今後、國務院食品安全監督管理部門が交通運輸管理等の部門と共同で制定し、國務院の許可を得て確定されることになる。

1. 条項の追加

追加条項の内容: 国は、重点液体類食品のバルク輸送に対して許可制度を実施する。重点液体類食品のバルク輸送に従事する場合は、輸送食品に適した交通手段、容器、作業員、管理制度を備え、法に基づき重点液体類食品のバルク輸送の輸送許可証を取得しなければならない。

県級以上の地方人民の政府食品安全監督管理部門は、「中華人民共和國行政許可法」の規定に基づき、申請者が規定に従い提出した関連資料を審査し、規定の条件に合致する場合は、許可をし、規定の条件に合致しない場合は、許可をせず、書面により理由を説明する。

2. 条項の改正

改正条項の内容:本法の規定に違反し、重点液体類食品バルク輸送許可を得ずに重点液体類食品のバルク輸送に従事した場合は、県級以上の人民政府の食品安全監督管理部門が違法所得を没収し、5 万元以上 50 万元以下の過料に処する。

本法の規定に違反し、要求に従い食品の貯蔵、輸送、荷役を行っていない場合は、県級以上の人民政府の食品安全監督管理等の部門がそれぞれの職責に基づき、是正を命じ、警告を与える。是正を拒否した場合は、操業停止・営業停止を命じ、1 万元以上 5 万元以下の過料に処する。情状が重い場合は、5 万元以上 50 万元以下の過料に処し、許可証を取り消す。

[原文] 食品安全法（修正草案征求意见稿）

[公布／公表機関]国家市場監督管理総局（国家市场监管总局）

（意見募集期間:2025 年 2 月 17 日～2025 年 3 月 18 日）

執筆担当:北京オフィス顧問 李 加弟

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄 (yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧 (tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆 (maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平 (kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。